

厚生・産業常任委員会
平成28年(2016年)6月15日
病 院 事 業 庁

平成28年6月定例会議
厚生・産業常任委員会
資 料

議第109号 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

----- 1

税務調査への対応について

----- 7

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立成人病センターに新病棟を開棟することに伴い、成人病センターの病床数を改めるとともに、使用料について、病室の種別を改めるため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 成人病センターの病床数を 535 床とすることとします。（別表第 1 関係）
- (2) 使用料について、病室の種別を改めることとします。（別表第 3 関係）
- (3) この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表第1 (第3条関係)				本則および付則 省略 別表第1 (第3条関係)			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立成人病センター	守山市守山五丁目	(1) 成人病の予防に関すること。 (2) 成人病の専門的医療に関すること。 (3) 成人病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 成人病の調査研究に関すること。 (5) 成人病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。	541床	滋賀県立成人病センター	守山市守山五丁目	(1) 成人病の予防に関すること。 (2) 成人病の専門的医療に関すること。 (3) 成人病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 成人病の調査研究に関すること。 (5) 成人病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。	535床

滋賀県立小児保健医療センター	守山市守山五丁目	<p>(1) 小児の保健に関すること。</p> <p>(2) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。</p> <p>(3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。</p> <p>(4) 小児保健医療の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 小児保健医療の教育研修に関すること。</p>	100床
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	<p>(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。</p> <p>(2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること</p> <p>(3) 精神障害者等の社会復帰を促進するため</p>	123床

滋賀県立小児保健医療センター	守山市守山五丁目	<p>(1) 小児の保健に関すること。</p> <p>(2) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。</p> <p>(3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。</p> <p>(4) 小児保健医療の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 小児保健医療の教育研修に関すること。</p>	100床
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	<p>(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。</p> <p>(2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること</p> <p>(3) 精神障害者等の社会復帰を促進するため</p>	123床

		の生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	
--	--	---	--

		の生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	
--	--	---	--

別表第2 省略

別表第3 (第7条関係)

使用料

種別		区分	金額
個室	特別室	1日につき	円 16,500
	緩和ケア 特別室	21平方メートル以上のもの	同 8,250
		21平方メートル未満のもの	同 7,200
	その他の 個室(緩和 ケア室 を除く。)	21平方メートル以上のもの	同 7,700
		16平方メートル以上21平方メートル未満のもの	同 5,150
		16平方メートル未満のもの	同 3,150
	2人室	1人1日につき	3,100
	非紹介患者初診加算料	初診料算定1回につき	2,100

別表第2 省略

別表第3 (第7条関係)

使用料

種別		区分	金額
個室	滋賀県立成人病 センター 特別室	1日につき	円 16,500
		一般個室	同 7,700
		緩和ケア個室 A	同 8,250
		緩和ケア個室 B	同 7,200
	滋賀県立小児保 健医療センター	個室	同 3,150
	非紹介患者初診加算料	初診料算定1回につき	2,100

長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回	1時間につき

長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回	1時間につき

	につき	100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
--	-----	--------------------------

手数料 省略

注1～5 省略

	につき	100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
--	-----	--------------------------

手数料 省略

注1～5 省略

税務調査への対応について

1 経緯

病院事業庁に対し、平成28年2月15日(月)から19日(金)まで下京税務署による税務調査があり、源泉所得税の取扱について5月24日(火)に指導を受け、源泉所得税の徴収不足について対応することとなった。

2 税務調査の概要

(1) 調査期間

平成23年5月以降分

(2) 調査内容

- ・宿日直手当の非課税取扱、扶養控除等について

宿日直手当：宿日直勤務（正規勤務終了後、緊急時対応のため院内等で待機させる勤務）時に支給する手当 例 医師の院内対応 20,000円/回

※注 実際に救急対応等に従事した場合は、時間外手当を併給

(3) 宿日直手当に係る指摘内容

- ・宿日直手当については、国税庁所得税基本通達では支給額のうち4,000円までは非課税であるが、勤務の状況等により手当全額が課税対象になる場合もあるという指摘を受けた。

⇒ 病院事業庁では従前より4,000円までを一律非課税扱いとしていた。

⇒ 平成20年の税務調査受検時にも指摘を受けておらず同様の取扱を継続

(4) 徴収不足に係る対象職員等

- ・該当職員数 255名（内宿日直手当分 184名）
（内扶養控除等分 71名）
- ・今回の指摘に係る源泉徴収不足額 18,375,664円（内宿日直手当分17,152,824円）
（内扶養控除等分 1,222,840円）

(5) 対応

- ・調査結果に応じて、指定された6月10日(金)に草津税務署に対し、源泉徴収義務者として源泉所得税の不足額を納付した。
- ・該当する職員に対して経緯を説明するとともに不足額を徴収する。
- ・源泉所得税不足額に応じて後日、病院事業庁に通知される不納付加算税、延滞税については、税務署からの納付書に基づき適切に対応する。

3 今後の対応

- (1) 税務に係る積極的な情報収集(外部講師等による研修の定期的実施)
- (2) 経理、会計に係る専門的職員の育成(医事職員の経理ローテーション)